

弁護士をもっと身近な存在に

Vol.23

静岡県弁護士会通信

発行 2021年 春号



静岡県弁護士会
Shizuoka Bar Association



〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80

TEL054-252-0008 FAX054-252-7522 ホームページ<https://www.s-bengoshikai.com/>

御 挨 拶

この度、2021年（令和3年）4月1日付で、静岡県弁護士会の会長に就任いたしました。本を読むこと、食べることが大好きですが、近ごろは、昔の山城の跡や古戦場を歩き回ることをしています。

これまでの会長さんも、弁護士・弁護士会の敷居を低くし、市民の方々が相談しやすい相談の窓口をつくることに努力してきました。その御努力を基に、本年度は、さらに、困っている方々に直結する問題の無料の法律相談を、波状的に実施できないか、考えております。

さて、コロナ禍は、中小零細の企業の経営を直撃し、さらに雇用の不安を招いています。当面、様々な低利の融資や援助金によってしのいでいる企業も多くあります。しかし、そのような融資や援助が一段落したとき、中小零細企業の営業にどのような影響を及ぼすか、背筋が寒くなる思いをしています。さらに、派遣労働や短期の期間雇用などの不安定な雇用形態に従事している方々を中心に、雇止め、解雇、退職勧奨など、雇用不安はさらに深刻化を招く可能性は否定できません。

これらの不安に対し、私達弁護士は法律の専門家として、少しでもお力をお貸ししたいと心から思っています。

静岡県弁護士会は、災害対策委員会や新型コロナウイルス関連問題対策チームなどを中心に、個人・家族向けの生活費・

静岡県弁護士会
会長 諏訪部 史人



家賃対策、休業の支援、諸々の給付金の利用の相談、負債の整理、さらには中小零細企業の経営相談から倒産処理まで窓口をもうけて相談にあたっていました。

今後も、いつ、どこに連絡をすれば、弁護士の相談を受けられるのか、市民の皆様に向けた情報の提供、広報をより広く実施し、皆様からの相談の窓口を広くしたいと考えております。

もちろん、相談を受ける私達の力量、解決のためのスキルを今以上に適正に身につける必要があるとも考えています。雇用不安といっても、コロナ禍で苦しい思いをしているのは使用者側も同じです。とすれば、弁護士はどのように相談に回答するのでしょうか。使用者・労働者からの相談に対応する的確なスキルを、弁護士が身につける必要があると思っています。そのため、弁護士・弁護士会として、研修を充実させ、皆様の期待に応えられる専門家としての弁護士・弁護士会を作っていきたいと考えております。

市民の皆様により近い、質の高い専門家の集団として、より広く知ってもらえますよう、一層の努力をする所存です。

どうぞよろしく御願い申し上げます。

皆様と共に

静岡県弁護士会コロナ相談 **Q & A**

生活が苦しいとき

お住いの市町の**社会福祉協議会**で**緊急小口資金**や**総合支援資金**などの無利子の借入れをして、一時的な急場をしのぐことが考えられます。

市町・区の**住居確保給付金**で数か月分の家賃を支給してもらうこともできるかもしれません。

収入も資産も乏しい場合は、**市町・区**に**生活保護**の申請をすることも考えましょう。

水道料金、ガス代、電話料金、国民健康保険料、介護保険保険料、国民年金保険料、奨学金などについて、減免や返済猶予の制度が使える場合もあるので、それぞれの窓口相談してみましょう。

高校や大学等の学費は、**授業料減免**や**給付型奨学金**の制度などもあるので、通っている**学校**や、**日本学生支援機構**の**奨学金相談センター**に相談してみましょう。



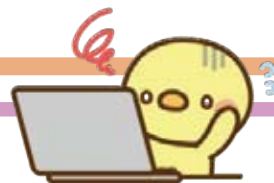
借金の返済が困難なとき

コロナで返済が困難になった方（法人は対象外）は、**コロナ版ローン減免制度**（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）を利用して、一定の財産を残したまま、借金を減免できる可能性があります。

コロナ版ローン減免制度が利用できない場合にも、**任意整理**、**個人再生**、**自己破産**など、債務を整理する様々な方法がありますので、一度**弁護士会**にご相談ください。

誹謗中傷や差別は絶対にやめましょう

感染者や医療従事者など、コロナに関する差別や誹謗中傷、本人の同意のない個人情報の公開や拡散は、民事上の損害賠償責任や犯罪となる可能性があります。相手に取り返しのできないダメージを与えてしまう可能性もあるので、絶対にやめましょう。被害に遭った方は、**弁護士会**、**法務局**（インターネット上の書き込みに関する相談や人権侵害の相談の窓口があります）、**警察**などに相談しましょう。



キャンセル料問題

原則は、当事者間の契約（約款）の定めに従うことになりますので、予め契約や約款のキャンセル料の内容は確認しておきましょう。

ただし、定められたキャンセル料が「平均的な損害」を超える場合は、超えた部分が無効となるので（消費者契約法9条1号）、キャンセル料が高すぎる場合は、**県や各市町の消費生活センター**や**弁護士会**に相談しましょう。

これら以外にも、様々な困り事、悩み事があるかと思います。

静岡県弁護士会では、**新型コロナウイルス無料電話相談**を実施しています。

☎054-204-1999 又は **静岡県弁護士会ホームページ** からお申込みください。

静岡県弁護士会コロナ相談

Q & A

経営回復のための手段

事業者向けの支援策も色々あります。

支援金や特別の貸付など、[経済産業省のホームページ](#)や[自治体](#)の情報を確認してみましょう。休業手当は、[雇用調整助成金](#)を活用して支払うことで、会社と従業員の生活を守ることができます。

コロナ対策でITツールを導入したり、テイクアウトの導入など対人接触を減らす試みをする場合は、[IT導入補助金](#)や[持続化補助金](#)、[事業再構築補助金](#)の対象となる可能性があります。会社は従業員の安全を守る安全配慮義務を負っていますので、十分な感染防止対策を準備しましょう。



休業手当

時短営業やシフトの減少等があった場合、従業員（正社員だけでなくパートやアルバイトも含む）は、会社等の使用者に対して、平均賃金の60%以上の[休業手当](#)を請求できる場合があります。休業手当等の支払いをする会社等の使用者は、国に雇用調整助成金を請求できる可能性があるため、それも踏まえて使用者と交渉しましょう。なお、従業員が休業手当をもらえなかった場合、[ハローワーク](#)で、[新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金](#)（休業前の賃金の原則80%）を申請できる場合があります。



コロナによる解雇や雇止め

会社都合の解雇が認められるためには、4つの要件（1.人員整理の必要性 2.解雇回避努力義務の履行 3.人員選定の合理性 4.手続の妥当性）を満たす必要があります。

有期の雇用契約の更新をしないこと（雇止め）も、これまで契約が反復更新されて期間の定めのない契約と実質的に同じ状態にある場合や、雇用継続に対する労働者の期待に合理性がある場合には、雇止めにつき、「客観的に合理的な理由」が必要となり、「社会通念上相当」でなければなりません（労働契約法19条）。そして、この条件を満たすためには、解雇と同様の4要件が問題となります。

解雇や雇止めに問題があると思った場合は、[労働局](#)、[労働基準監督署](#)や[弁護士会](#)に相談しましょう。

その他のお役立ち情報

- 永野海弁護士の[新型コロナ対策支援カード](#)（→）
（個人向け、事業者向けの各支援情報をまとめたもの）
- 内閣官房ホームページの[支援情報ナビ](#)

などで、自分に合った支援策を探しましょう。
静岡県弁護士会ホームページのコロナ特設ページではこれらのリンク先も紹介しています。



各種法律相談のご紹介

2021.6.1現在

新型コロナウイルスの流行状況により各種相談に変更がある場合があります。
まずは、最寄りの弁護士会各支部宛までお問い合わせください。

新型コロナウイルスに関する無料電話相談実施中！
TEL054-204-1999 又は弁護士会ホームページで受付

一般法律相談

静岡県弁護士会所属の弁護士が交代で相談を担当しています。

■相談時間 30分間 ■相談料金 5,500円(税込)
民事法律扶助制度(資力に乏しい方に対し、法律相談料や、裁判費用や弁護士費用の立替を行なう制度)の利用も可能

■相談日時

●静岡支部 毎週月曜日から金曜日
午前10時～12時 午後1時～4時

●浜松支部 毎週月曜日から金曜日
午前9時45分～12時

月・水・金曜日 午後1時～5時

●沼津支部 毎週月曜日から金曜日
午後1時～3時30分

●掛川法律相談センター

※浜松支部にて予約受付

毎月第3水曜日 午後1時～4時30分

●下田法律相談センター

※沼津支部にて予約受付 毎週金曜日 午後1時～4時



静岡・浜松・沼津では、
原則第3土曜の午前も
相談を実施中！
予約は平日お電話で。

高齢者・障害者相談 無料

高齢者・障害者の方々の、財産の管理、介護保険・福祉サービス利用、財産侵害等についての相談です。成年後見、財産管理等についてアドバイスを致します。

相談申込に応じ、担当弁護士を紹介します。

■相談時間 60分まで

■相談日時

●静岡支部 毎週水曜日 午後1時～4時

●浜松支部 毎週金曜日 午後1時～4時

●沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し

原則として担当弁護士事務所で相談実施。

※出張相談(有料)も行なっておりますので、お問い合わせ下さい。

※高齢者を対象とした無料電話相談も行っています。

県弁護士会の最寄りの支部にお申し込みください。

犯罪被害者相談 初回無料

犯罪の被害に遭われた方を対象とした相談です。犯罪被害者支援に精通した弁護士が、犯罪被害に関する全般的な相談(刑事手続参加、加害者対応等)をお受けいたします。

■相談時間 30分程度

■相談日時

●静岡支部 ●浜松支部 ●沼津支部

相談申込に応じ、担当弁護士と協議し相談日時を

決定(場所は原則として担当弁護士事務所)

交通事故相談 ((公財) 日弁連交通事故相談センター※) 無料

交通事故の民事上の法律問題についてアドバイスをいたします。公益財団法人 日弁連交通事故相談センターが運営する事業です。※当センターは、国(国土交通省)からの補助金、日弁連・弁護士・関係団体や皆様方からの寄付金などで運営されています。

■相談時間 30分間

■相談料金 無料

■相談日時 右のとおりです。詳しくは、担当の支部(静岡相談所→静岡支部、浜松・掛川相談所→浜松支部、沼津・三島・伊東・下田相談所→沼津支部)へお問い合わせください。

クレジット・サラ金相談

無料

借金の返済に悩んでいる方を対象とした相談です。破産・再生・任意整理(過払い金返還請求を含む)等の借金整理のための手続についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分間

■相談日時

●静岡支部 毎週月・水曜日 午前10時～12時
毎週火・木曜日 午後1時30分～4時
毎週金曜日 午前10時～12時

午後1時30分～4時

●浜松支部 毎週月・水・金曜日 午後1時30分～5時

毎週火・木曜日 午前10時～12時

●沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し
原則として担当弁護士事務所で相談実施。

労働と生活に関する相談 初回無料

解雇や賃金未払い等の労働問題(労働者の方からのご相談に限ります)、生活保護及びこれに関連する問題を対象とした相談です。相談申込に応じ、担当弁護士をご紹介します。

■相談日時 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し、原則として担当弁護士事務所で相談実施。

静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター

静岡県弁護士会では、静岡県弁護士会所属の弁護士が各種のトラブルについて、解決のための公正中立な立場で仲介役を務める『あっせん、仲裁』も行なっております。利用のための手続等の詳細については、静岡県弁護士会発行のリーフレットをご参照下さい。

当番弁護士・当番付添人制度のご案内

万が一、あなたやあなたのご家族が逮捕されたとき、逮捕された警察署に弁護士が出向き、無料で一回に限り相談に乘ります。

また、希望があれば、弁護の依頼も受けます(有料)。

資力の乏しい方は、刑事被疑者弁護援助制度(資力の乏しい方に対し、弁護士費用等の援助を行なう制度)の利用も可能です。

申込方法

弁護士会各支部への電話又はインターネットにて申込み

■電話受付時間

平日 午前9時～12時、午後1時～5時

当番弁護士・当番付添人についての、

土日・祝日、時間外は、留守番電話に

よる受付をします。



静岡支部

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80 TEL.054(252)0008

浜松支部

〒430-0929 浜松市中区中央1-9-1 TEL.053(455)3009

沼津支部

〒410-0832 沼津市御幸町24-6 TEL.055(931)1848